

「日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方(素案)」  
パブリックコメント実施要領

1 意見募集について

近年、本来大人が担うような家庭での家事や家族のケアなどを日常的に行っている子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」の存在が社会問題として浮き彫りとなっています。

この度、「日野市ヤングケアラーの支援のための基本的な考え方(素案)」を取りまとめましたので、これを広く公開し、多くの皆様からのご意見を募集します。

2 意見募集期間

令和5年10月2日(月曜日)から令和5年10月31日(火曜日)まで

3 資料の入手方法

「日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方(素案)」は、令和5年10月2日(月曜日)より、次の方法で入手することができます。

視覚障害者の方からもご意見をいただけるよう、ホームページにはPDFとWordの2つのデータファイルを掲載しておりますので、読み上げソフトをご利用の上、ご確認いただくようお願いいたします。読み上げソフトのご利用ができない方は、お手数ですが、問合せ先にご連絡をお願いします。

(1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

日野市ホームページ <http://www.city.hino.lg.jp/>  
ページID:1024832

(2) 窓口での閲覧

次の窓口で閲覧することができます。 ※配布は行っておりません。

閲覧場所	閲覧できる時間(令和5年10月2日(月曜日)より)
福祉政策課	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日曜日、祝日は休み
中央図書館	火曜日から金曜日
高幡図書館	午前10時から午後7時まで
日野図書館	土・日曜日、祝日
多摩平図書館	午前10時から午後5時まで
平山図書館	※月曜日は休館(ただし、月曜が祝日の場合は開館)
百草図書館	
市政図書室	月曜日から土曜日
七生支所	午前8時30分から午後5時15分まで
豊田駅連絡所	※日曜日、祝日は休み

「日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方(素案)」  
パブリックコメント実施要領

#### 4 意見の提出時の記載事項

- (1) ご意見のほか、氏名（団体名）・住所を記入してください。
- (2) 日野市に在勤・在学の方は、その名称及び所在地も記入してください。
- (3) 上記（1）（2）のいずれにも該当しない方は、本パブリックコメントの手続きの対象となる施策等に直接的に利害関係を有する理由を記入してください。  
※上記の事項は、日野市パブリックコメント手続実施要綱（令和元年 11 月 5 日制定）に基づき、意見書に記載を要する事項となります。  
上記の記載事項がない意見書は、参考意見とさせていただきます。

#### 5 意見の提出方法

次のいずれかの方法で意見書に必要事項を記入のうえ、10月31日（火曜日）までに提出してください。なお、意見書は、指定様式を使用しなくても、指定様式に記載すべき内容をすべて記載いただければ、任意の書式でも構いません。

##### (1) 持参する方法

- ① 意見書の様式に従い、A4サイズ用の紙に意見を記載し、ご持参ください。
- ② 提出先：日野市役所 3階 福祉政策課

##### (2) 郵送による方法 ※郵送の場合は10月31日（火曜日）必着

- ① 意見書の様式に従い、A4サイズ用の紙に意見を記載し、封書で送付してください。  
なお、封書には、朱書きで「日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方（素案）」と記載してください。
- ② 郵送先：〒191-8686 日野市役所 健康福祉部 福祉政策課

##### (3) ファクシミリによる方法

- ① 意見書の様式に従い、A4サイズ用の紙に意見を記載し、送信してください。
- ② 送信先：042-585-7018 日野市役所 3階 福祉政策課

##### (4) 電子メールによる方法

- ① 意見書の様式に従い、テキスト形式で意見を入力し、送信してください。  
URLへの直接リンクによる意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。なお、電子メールの件名は、「日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方（素案）に関する意見」としてください。氏名（団体名）・住所は、必ず本文中に記載してください。
- ② 送信先：電子メールアドレス [fukusei@city.hino.lg.jp](mailto:fukusei@city.hino.lg.jp)

#### 6 注意事項

- (1) 意見は、日本語で記載してください。
- (2) 提出いただいた意見は、氏名（団体名）・住所を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

「日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方(素案)」  
パブリックコメント実施要領

(3) 意見の募集期間内に到達しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ①個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
- ②個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
- ③個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
- ④公序良俗に反するもの
- ⑤営業活動等営利を目的としたもの

(4) 提出いただいたご意見に対する市の回答は、日野市ホームページで行います。  
個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

## 7 問合せ先

日野市健康福祉部福祉政策課

電話番号 042-514-8469 (直通)